

# 令和元年度第3回 地域連携推進会議

## 議事次第

日 時：令和2年1月23日（木）14：40～16：00

場 所：大学本部棟2階 第一研修室

### 【議題】

#### <審議事項>

1 国立大学法人琉球地域連携推進機構規則の一部改正について

2 その他

#### <報告事項>

1 その他

資料番号

審議 1

### 【配付資料】

令和元年度第2回地域連携推進会議 議事要旨（案）  
審議 1 国立大学法人琉球地域連携推進機構規則の一部改正について

参考資料 1 国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則

参考資料 2 国立大学法人琉球大学地域連携推進会議規程

参考資料 3 琉球大学地域連携推進会議委員名簿（平成31年4月1日）

## 令和元年度 第2回地域連携推進会議 議事要旨 (案)

日 時 : 令和元年12月12日 (木) 15:00～15:25

場 所 : 本部管理棟2階 第一研修室

出席者 : 牛窪 潔 (機構長)、竹村 明洋 (副機構長・産学官連携部門長)、背戸 博史 (地域連携企画室長・生涯学習推進部門長)、玉城 志博 (研究推進機構 (熱帯生物圏研究センター) 助教)、藤田 陽子 (研究推進機構 (島嶼地域科学研究所) 教授)、大城 賢 (教育学部教授)、眞榮平 孝裕 (理学部教授)、内藤 重之 (農学部教授)、舟木 慶一 (総合情報処理センター講師)、熊渕 智行 (附属図書館事務部長)、新田 早苗 (総合企画戦略部長)、金城 徹 (地域連携推進課長)

欠席者 : 名嶋 義直 (グローバル教育支援機構 (国際教育支援部門) 教授)、西本 裕輝 (グローバル教育支援機構 (授業支援部門) 教授)、畠中 雄平 (人文社会学部教授)、福井 眞司 (国際地域創造学部講師)、金城 貴夫 (医学部教授)

陪席者 : 嘉目 克彦 (監事)、崎山 英樹 (地域連携推進課課長代理)、赤嶺 雅哉 (地域連携推進係長)、與儀 あゆみ (産学連携推進係長)、金城 まなみ (企画係主任)

### < 審議事項 >

#### 1. 地域連携推進機構体制の見直しについて

議長から、資料 (審議1-1、1-2) に基づき、学長の「イノベーションの先導に向けた体制の見直しについて」の方針に伴う、地域連携推進機構体制の見直しについて説明があった。引き続き、金城地域連携推進課長から、体制の見直しによる機構規則改正の方向性について説明があった。

審議の結果、規則改正の方向性について了承された。

#### 2. 地域連携推進機構専任教員の選考について

議長から、資料 (審議2) に基づき、教員選考について説明があった。

審議の結果、教員選考について、機構長、副機構長、専任2名で必要な規則の作成や手続きを整えることが了承された。

### < 報告事項 >

#### 1. その他

##### ①開学70周年記念事業地域連携企画展について

背戸地域連携企画室長から、地域連携企画展の検討状況について報告があった。

国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則の一部改正に伴う新旧対照表（案）

新	旧
<div data-bbox="143 338 1088 871" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(改正理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学長による「イノベーションの先導に向けた体制の見直しについて」の基本的な方針に基づき、イノベーションの先導に向け、基礎研究から産学官連携まで一貫して研究者を支援できる体制への再編を進めることにより、外部資金の獲得力強化を図るため、地域連携推進機構が担当している産学官連携業務を令和2年度から研究推進機構に移管することに伴う所要の改正を行う。</li> <li>・地域共創（人材育成）に係る取組の体制を強化するため、地域連携企画室と生涯学習推進部門を統合し、新たに地域共創企画室を設置することに伴う所要の改正を行う。</li> <li>・その他、文言の修正を行う。</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、国立大学法人琉球大学組織規則第16条第2項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学地域連携推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(目的)</p> <p><b>第2条</b> 機構は、琉球大学(以下「<u>本学</u>」という。)が<u>地域貢献大学として、持続可能な社会の実現に寄与していくことを目指し、自らが保有する教育研究</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、国立大学法人琉球大学組織規則第16条第2項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学地域連携推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(目的)</p> <p><b>第2条</b> 機構は、<u>国立大学法人琉球大学(以下「本法人」という。)</u>における地域連携、産学官連携及び生涯学習推進に関わる戦略を全学的かつ一体的な観</p>

の強みや特色を活かして、教育機関、地方公共団体、産業界及び金融機関等（以下「各種団体」という。）と連携を推進することによって、地域の振興や発展を担う人材を育成することを目的とする。

(削る)

(業務)

**第3条** 機構においては、次に掲げる業務を行う。

(1) 各種団体との連携により、地域の振興や発展を担う人材育成のための全学的な活動に係る事業に関すること。

点から確立し、地域社会における人材の育成、産業振興に貢献するとともに地域連携の諸活動を通して本法人における教育研究活動の活性化を図ることを目的とする。

(部門等)

**第3条** 前条の目的を達成するため、機構に次の室、部門、系及びセンターを置く。

(1) 地域連携企画室

(2) 産学官連携部門

ア 研究開発支援系

イ 知的財産系

ウ 起業支援系

(3) 生涯学習推進部門

ア 社会教育系

イ 地域志向教育系

2 前項1号の地域連携企画室に交流人材センターを置く。

3 交流人材センターに関し必要な事項は、別に定める。

(業務)

**第4条** 機構においては、次に掲げる業務を行う。

(1) 地域連携企画室

ア 機構全体の統括、方向性に関すること。

イ 機構内の組織間の協働体制の構築に関すること。

ウ 機構とグローバル教育支援機構、研究推進機構及び学部・研究科等との協働体制の構築に関すること。

(2) 国立大学法人琉球大学組織規則に定める運営推進組織及び教育研究等組織（以下「部局等」という。）が行う各種団体との連携に関する活動の支援及び推進に関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

エ 機構と産学官をはじめとする多様な組織との協働体制の構築に関すること。

オ 学内外への地域連携に係る広報戦略策定と実施に関すること。

カ 産学官民からの協力要請及び要望等に関する総合窓口に関すること。

(2) 産学官連携部門

ア 民間機関等との共同研究，受託研究その他研究開発の支援に関すること。

イ 民間機関等の技術者及び学生等への技術教育の実施及び援助に関すること。

ウ 知的財産の創生，内容評価，特許出願，管理及び活用に関すること。

エ 知的財産の契約及び係争に関すること。

オ 知的財産の補償，表彰及び啓発普及に関すること。

カ 知的財産の技術移転に関すること。

キ 知的財産及びノウハウを活用した大学発ベンチャーの起業支援に関すること。

ク その他産学官連携の推進に関すること。

(3) 生涯学習推進部門

ア 生涯学習体系に資する教育・研究に関すること。

イ 公開講座及び公開授業の計画・実施の支援に関すること。

ウ 本法人が有する生涯学習に資する機能の開放に関すること。

エ 地域志向教育の推進に関すること。

オ 地域人材の育成に関すること。

カ 他の教育機関及び地域の生涯学習機関等との連携・協力に関すること。

キ その他生涯学習に関すること。

(構成員)

第4条 機構に、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長

(削る)

(削る)

- (3) 専任教員

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2 前項に規定する者のほか、次の各号に掲げるものを置くことができる。

(1) 特命教員

(2) 併任教員

(3) その他機構長が必要と認める者

(機構長)

第5条 機構長は、地域連携を担当する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を掌理し、統括する。

(副機構長)

第6条 副機構長は、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）の副理事又は教員のうちから機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 副機構長は、機構長の職を補佐し、機構長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(組織)

第5条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 室長
- (4) 部門長
- (5) 専任教員
- (6) 特命教員
- (7) 併任教員
- (8) コーディネーター
- (9) その他の職員

(新規)

(機構長)

第6条 機構に、機構長を置き、地域連携を担当する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を掌理し、統括する。

(副機構長)

第7条 副機構長は、機構長の職を補佐するとともに、機構長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

2 副機構長は、本法人の副理事又は教員の中から機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

<p>3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>(専任教員)</u></p> <p><u>第7条 専任教員は、特命教員及び併任教員と協力し、第3条の業務を行う。</u></p> <p><u>2 専任教員の選考手続等については、国立大学法人琉球大学教員選考通則の規定に基づき、機構長が担当の理事と調整の上、学長の承認を得て、別に定める。</u></p> <p><u>(特命教員)</u></p> <p><u>第8条 特命教員は、専任教員及び併任教員と協力し、第3条の業務を行う。</u></p> <p><u>2 特命教員の選考手続等については、機構長が別に定める。</u></p> <p><u>(併任教員)</u></p> <p><u>第9条 併任教員は、専任教員及び特命教員と協力し、第3条の業務を行う。</u></p> <p><u>2 併任教員は、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。</u></p> <p><u>3 機構長は、前項の推薦に当たっては、当該教員の所属する部局等の長の同意を得るものとする。</u></p> <p><u>4 併任教員の任期は任命された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>(地域共創企画室)</u></p> <p><u>第10条 機構に、第3条に掲げる業務について、機構の職員が相互に連携して企画及び立案等を円滑に進めるため、地域共創企画室（以下「企画室」という。）を置く。</u></p>	<p>3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
--	---

(企画室の業務)

**第11条** 企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 各種団体との連携による人材育成の企画及び立案、実施並びに管理
- (2) 各種団体との連携に必要となる協議及び組織間の連絡調整
- (3) 本学における地域連携の推進に資する研究及び調査並びに広報
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第3条に掲げる業務の企画及び立案等

(企画室の構成員)

**第12条** 企画室に、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) 企画室長 (以下「室長」という。)
- (2) 専任教員
- (3) その他室長が必要と認める者

(室長)

**第13条** 室長は、本法人の役員及び教員のうちから機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

- 2 室長は、企画室の業務を掌理する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(削る)

(新規)

(新規)

(室長)

**第8条** 室長は、当該室の業務を掌理するとともに、機構長の職務を補佐する。

- 2 室長は、本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

**第9条** 部門長は、当該部門の業務を掌理するとともに、機構長の職務を補佐する。

- 2 部門長は、本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
- 3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部門長に欠員が生じ



た場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域連携推進会議)

**第10条** 機構の運営並びに全学の地域貢献及び地域連携等に関する事項を審議するため、地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

(地域連携推進協議会)

**第11条** 機構に対する評価・助言等を行うため、地域連携推進協議会を置く。

2 地域連携推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

**第12条** 機構の運営に関わる基本方針の策定を行うため、地域連携推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(審議事項)

**第13条** 運営会議は、次に掲げる事項の基本方針の策定について審議する。

- (1) 機構の管理運営に関すること。
- (2) 機構の教員人事（教員選考に係る部分を除く。）に関すること。
- (3) 機構の事業計画に関すること。
- (4) その他機構に関すること。

(運営会議の組織)

**第14条** 運営会議は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 機構長

(削る)

(削る)

(運営会議)

**第14条** 機構に、機構の運営に関する事項を審議するため、地域連携推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(審議事項)

**第15条** 運営会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 機構の管理運営に関すること。
- (2) 機構の教員人事（教員選考に係る部分を除く。）に関すること。
- (3) 機構の事業計画に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、機構に関すること。

(運営会議の組織)

**第16条** 運営会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 機構長

<p>(2) 副機構長 (3) 室長 <u>(削る)</u> (4) 専任教員 <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> (5) <u>総合企画戦略部</u>地域連携推進課長 (6) その他機構長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><b>第17条～第18条</b> (略)</p> <p><u>(地域連携推進会議)</u></p> <p><b>第19条</b> <u>地域連携の活動等に関する全学的な事項を審議するため、地域連携推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>推進会議に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>(地域連携推進協議会)</u></p> <p><b>第20条</b> <u>機構及び機構が行う活動等について、客観的な観点からの評価及び助言等に基づいた改善に資するため、地域連携推進協議会を置く。</u></p> <p>2 <u>地域連携推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>(2) 副機構長 (3) 室長 (4) 部門長 (5) 専任教員 (6) 特命教員 (7) <u>機構長が指名する併任教員 若干人</u> (8) <u>コーディネーター</u> (9) <u>総合企画戦略部長</u> (10) 地域連携推進課長 (11) その他機構長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第7号及び第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><b>第15条～第16条</b> (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
---	--

<p>(部会)</p> <p><b>第21条</b> <u>機構に、教育研究における専門的な分野に係る取組を推進するため、必要に応じて部会を置く。</u></p> <p><u>2 部会に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><b>第22条</b> 機構に関する<u>庶務</u>は、総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。</p> <p><b>第23条</b> (略)</p> <p>(改廃)</p> <p><b>第24条</b> この規則の改廃は、推進会議の議を経て学長が行う。</p> <p><u>附 則 (令和2年 月 日)</u></p> <p><u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(専門委員会)</p> <p><b>第17条</b> <u>機構に専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(事務)</p> <p><b>第18条</b> 機構に関する<u>事務</u>は、総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p>(改廃)</p> <p><b>第20条</b> この規則の改廃は、推進会議の議を経て学長が行う。</p>
--	--

〔平成28年2月23日〕  
制 定

(趣旨)

**第1条** この規則は、国立大学法人琉球大学組織規則第16条第2項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学地域連携推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** 機構は、琉球大学(以下「本学」という。)が地域貢献大学として、持続可能な社会の実現に寄与していくことを目指し、自らが保有する教育研究の強みや特色を活かして、教育機関、地方公共団体、産業界及び金融機関等(以下「各種団体」という。)と連携を推進することによって、地域の振興や発展を担う人材を育成することを目的とする。

(業務)

**第3条** 機構においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 各種団体との連携により、地域の振興や発展を担う人材育成のための全学的な活動に係る事業に関すること。
- (2) 国立大学法人琉球大学組織規則に定める運営推進組織及び教育研究等組織(以下「部局等」という。)が行う各種団体との連携に関する活動の支援及び推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

(構成員)

**第4条** 機構に、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 専任教員

2 前項に規定する者のほか、次の各号に掲げるものを置くことができる。

- (1) 特命教員
- (2) 併任教員
- (3) その他機構長が必要と認める者

(機構長)

**第5条** 機構長は、地域連携を担当する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を掌理し、統括する。

(副機構長)

**第6条** 副機構長は、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）の副理事又は教員のうちから機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 副機構長は、機構長の職を補佐し、機構長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

**第7条** 専任教員は、特任教員及び併任教員と協力し、第3条の業務を行う。

2 専任教員の選考手続等については、国立大学法人琉球大学教員選考通則の規定に基づき、機構長が担当の理事と調整の上、学長の承認を得て、別に定める。

(特任教員)

**第8条** 特任教員は、専任教員及び併任教員と協力し、第3条の業務を行う。

2 特任教員の選考手続等については、機構長が別に定める。

(併任教員)

**第9条** 併任教員は、専任教員及び特任教員と協力し、第3条の業務を行う。

2 併任教員は、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

3 機構長は、前項の推薦に当たっては、当該教員の所属する部局等の長の同意を得るものとする。

4 併任教員の任期は任命された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

(地域共創企画室)

**第10条** 機構に、第3条に掲げる業務について、機構の職員が相互に連携して企画及び立案等を円滑に進めるため、地域共創企画室（以下「企画室」という。）を置く。

(企画室の業務)

**第11条** 企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 各種団体との連携による人材育成の企画及び立案、実施並びに管理
- (2) 各種団体との連携に必要となる協議及び組織間の連絡調整
- (3) 本学における地域連携の推進に資する研究及び調査並びに広報
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第3条に掲げる業務の企画及び立案等

(企画室の構成員)

**第12条** 企画室に、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) 企画室長（以下「室長」という。）
- (2) 専任教員

(3) その他室長が必要と認める者

(室長)

**第13条** 室長は、本法人の役員及び教員のうちから機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 室長は、企画室の業務を掌理する。

3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

**第14条** 機構に、機構の運営に関する事項を審議するため、地域連携推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(審議事項)

**第15条** 運営会議は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 機構の管理運営に関すること。

(2) 機構の教員人事（教員選考に係る部分を除く。）に関すること。

(3) 機構の事業計画に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、機構に関すること。

(運営会議の組織)

**第16条** 運営会議は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 機構長

(2) 副機構長

(3) 室長

(4) 専任教員

(5) 総合企画戦略部地域連携推進課長

(6) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

**第17条** 運営会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は運営会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副機構長がその職務を代行する。

(議事)

**第18条** 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(地域連携推進会議)

**第19条** 地域連携の活動等に関する全学的な事項を審議するため、地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

(地域連携推進協議会)

**第20条** 機構及び機構が行う活動等について、客観的な観点からの評価及び助言等に基づいた改善に資するため、地域連携推進協議会を置く。

2 地域連携推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(部会)

**第21条** 機構に、教育研究における専門的な分野に係る取組を推進するため、必要に応じて部会を置く。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

**第22条** 機構に関する庶務は、総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

(雑則)

**第23条** この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、推進会議の承認を得て機構長が別に定める。

(改廃)

**第24条** この規則の改廃は、推進会議の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 琉球大学産学官連携推進規則（平成20年4月22日制定）は、廃止する。
- 3 琉球大学生涯学習教育研究センター規則（平成9年3月25日制定）は、廃止する。
- 4 琉球大学地域貢献推進委員会規程（平成14年6月25日制定）は、廃止する。

附 則（平成30年3月30日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

産学官金・地域との協働で  
「教育環境及び教育サービスの創出・提供・定着」の拠点を創出

沖縄産学官協働人財育成円卓会議

「行動するシンクタンク」

## 地域連携推進機構

- ・機構長（理事）
- ・副機構長（地域・社会連携担当副学長）

沖縄21世紀ビジョンの実現に資する、産学官金と協働した地域人財の設定、人財輩出のために必要な連携体制&支援に関するプラットフォーム

## 地域連携推進会議

（全学会議）

## 機構運営会議

（議長＝機構長）

## 地域連携推進協議会

（外部委員含む）

- 地域と大学を繋ぐ総合的なワンストップ窓口（他の機構や学部等の組織への繋ぎ）
- 教育環境及び教育サービスの創出・提供・定着（企画・実施、自走化までを総合調整）

## 地域共創企画室

※「白文字」は専門部会の例

職業教育訓練  
（VET：ビジネス  
スキルアップ）

リカレント教育  
（専門職養成・高  
度化、初級地域公  
共政策士）

グローバル人材  
教育（外国語運用  
能力、海外インタ  
ーシップ）

イノベーション  
教育（デザイン・  
シンキング、科学  
教育、起業教育）

新しい生涯学習  
教育（自治体向け  
課題解決講座）

社会と大学の接  
続教育（出口一体  
型、地域志向教育）

小・中・高校生、大学生と社会人も含めた学びの機会拡充と教育プログラム開発・実践

## 開発実践専門部会

（複数設置）

バンクに登録している学内外の人材が、専門部会を舞台に、地域の求める人財輩出のための仕組みづくりへの参画、教育プログラムの開発・実践を担当

多様な大学資源 × 産学官金・地域が持つ資源

島嶼地域をカバーする教育拠点の構築

地域貢献大学としての機能強化  
（琉大ブランドの確立）

7 学部  
8 研究科  
大学病院等

地域共創人材バンク（登録制）  
＜ 本学教員、高等教育機関・産業界・自治体等の専門人材 ＞

他の高等教育機関  
産業界  
自治体  
産業支援機関等

審議 14/14  
専門人材の参画



## 国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則

平成28年2月23日  
制 定

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人琉球大学組織規則第16条第2項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学地域連携推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 機構は、国立大学法人琉球大学(以下「本法人」という。)における地域連携、産学官連携及び生涯学習推進に関わる戦略を全学的かつ一体的な観点から確立し、地域社会における人材の育成、産業振興に貢献するとともに地域連携の諸活動を通して本法人における教育研究活動の活性化を図ることを目的とする。

## (部門等)

第3条 前条の目的を達成するため、機構に次の室、部門、系及びセンターを置く。

- (1) 地域連携企画室
  - (2) 産学官連携部門
    - ア 研究開発支援系
    - イ 知的財産系
    - ウ 起業支援系
  - (3) 生涯学習推進部門
    - ア 社会教育系
    - イ 地域志向教育系
- 2 前項1号の地域連携企画室に交流人材センターを置く。
- 3 交流人材センターに関し必要な事項は、別に定める。

## (業務)

第4条 機構においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域連携企画室
  - ア 機構全体の統括、方向性に関すること。
  - イ 機構内の組織間の協働体制の構築に関すること。
  - ウ 機構とグローバル教育支援機構、研究推進機構及び学部・研究科等との協働体制の構築に関すること。
  - エ 機構と産学官をはじめとする多様な組織との協働体制の構築に関すること。
  - オ 学内外への地域連携に係る広報戦略策定と実施に関すること。
  - カ 産学官民からの協力要請及び要望等に関する総合窓口に関すること。
- (2) 産学官連携部門
  - ア 民間機関等との共同研究、受託研究その他研究開発の支援に関すること。
  - イ 民間機関等の技術者及び学生等への技術教育の実施及び援助に関すること。
  - ウ 知的財産の創生、内容評価、特許出願、管理及び活用に関すること。
  - エ 知的財産の契約及び係争に関すること。
  - オ 知的財産の補償、表彰及び啓発普及に関すること。
  - カ 知的財産の技術移転に関すること。
  - キ 知的財産及びノウハウを活用した大学発ベンチャーの起業支援に関すること。
  - ク その他産学官連携の推進に関すること。

(3) 生涯学習推進部門

- ア 生涯学習体系に資する教育・研究に関すること。
- イ 公開講座及び公開授業の計画・実施の支援に関すること。
- ウ 本法人が有する生涯学習に資する機能の開放に関すること。
- エ 地域志向教育の推進に関すること。
- オ 地域人材の育成に関すること。
- カ 他の教育機関及び地域の生涯学習機関等との連携・協力に関すること。
- キ その他生涯学習に関すること。

(組織)

第5条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 室長
- (4) 部門長
- (5) 専任教員
- (6) 特命教員
- (7) 併任教員
- (8) コーディネーター
- (9) その他の職員

(機構長)

第6条 機構に、機構長を置き、地域連携を担当する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を掌理し、統括する。

(副機構長)

第7条 副機構長は、機構長の職を補佐するとともに、機構長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

- 2 副機構長は、本法人の副理事又は教員の中から機構長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第8条 室長は、当該室の業務を掌理するとともに、機構長の職務を補佐する。

- 2 室長は、本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第9条 部門長は、当該部門の業務を掌理するとともに、機構長の職務を補佐する。

- 2 部門長は、本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
- 3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域連携推進会議)

第10条 機構の運営並びに全学の地域貢献及び地域連携等に関する事項を審議するため、地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

(地域連携推進協議会)

第11条 機構に対する評価・助言等を行うため、地域連携推進協議会を置く。

2 地域連携推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第12条 機構の運営に関わる基本方針の策定を行うため、地域連携推進機構運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

(審議事項)

第13条 運営会議は、次に掲げる事項の基本方針の策定について審議する。

- (1) 機構の管理運営に関すること。
- (2) 機構の教員人事(教員選考に係る部分を除く。)に関すること。
- (3) 機構の事業計画に関すること。
- (4) その他機構に関すること。

(運営会議の組織)

第14条 運営会議は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 室長
- (4) 部門長
- (5) 専任教員
- (6) 特任教員
- (7) 機構長が指名する併任教員 若干人
- (8) コーディネーター
- (9) 総合企画戦略部長
- (10) 地域連携推進課長
- (11) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第7号及び第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第15条 運営会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は運営会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副機構長がその職務を代行する。

(議事)

第16条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第17条 機構に専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第18条 機構に関する事務は、総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、推進会議の承認を得て機構長が別に定める。

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、推進会議の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 琉球大学産学官連携推進規則（平成20年4月22日制定）は、廃止する。
- 3 琉球大学生涯学習教育研究センター規則（平成9年3月25日制定）は、廃止する。
- 4 琉球大学地域貢献推進委員会規程（平成14年6月25日制定）は、廃止する。

附 則（平成30年3月30日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 国立大学法人琉球大学地域連携推進会議規程

平成 28 年 2 月 23 日  
制 定

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人琉球大学地域連携推進機構（以下「機構」という。）規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (目的)

第 2 条 推進会議は、国立大学法人琉球大学全体の地域連携活動に係る企画・立案、支援、評価を総括することにより、地域連携への取り組みを全学的に推進することを目的とする。

## (審議事項)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 機構の管理運営の重要事項に関すること。
- (2) 全学の地域連携の基本方針に関すること。
- (3) 機構の評価に関すること。
- (4) その他機構の業務に関すること。

## (組織)

第 4 条 推進会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 地域連携企画室長
- (4) 産学官連携部門長
- (5) 生涯学習推進部門長
- (6) グローバル教育支援機構から選出された教職員 若干人
- (7) 研究推進機構から選出された教職員 若干人
- (8) 各学部から選出された教員 各 1 人
- (9) 総合情報処理センターから選出された教員 1 人
- (10) 総合企画戦略部長及び附属図書館事務部長
- (11) 総合企画戦略部地域連携推進課長
- (12) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号及び第 12 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、学長が任命する。

## (議長)

第 5 条 推進会議に議長を置き、機構長を持って充てる。

- 2 議長は推進会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副機構長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、推進会議の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に任命される第4条第1項第6号、第7号、第8号、第9号及び第12号に定める委員の任期は、第4条第2項の規程にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則 (平成30年3月30日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 琉球大学地域連携推進会議委員

平成31年4月1日現在

所属部局	職名	氏名	任期	内線番号	区分	備考
地域・社会連携担当理事	機構長	牛窪 潔			1号委員	議長
地域連携推進機構	副機構長 産学官連携部門長	竹村 明洋			2号委員 4号委員	
地域連携推進機構	地域連携企画室長 生涯学習推進部門長	背戸 博史			3号委員 5号委員	
グローバル教育支援機構 (授業支援部門)	教授	西本 裕輝	H30.6. ~R2.3.31		6号委員	
グローバル教育支援機構 (国際教育支援部門)	教授	名嶋 義直	〃		〃	
研究推進機構 (熱帯生物圏研究センター)	助教	玉城 志博	〃		7号委員	
研究推進機構 (島嶼地域科学研究所)	教授	藤田 陽子	〃		〃	
国際地域創造学部	講師	福井 眞司	〃		8号委員	
人文社会学部	教授	畠中 雄平	〃		8号委員	
教育学部	教授	大城 賢	〃		8号委員	
理学部	教授	眞榮平 孝裕	〃		8号委員	
医学部	教授	金城 貴夫	〃		8号委員	
工学部	教授	下里 哲弘	H31.4.1 ~R2.3.31		8号委員	
農学部	教授	内藤 重之	〃		8号委員	
総合情報処理センター	講師	舟木 慶一	H30.6. ~R2.3.31		9号委員	
総合企画戦略部長	部長	新田 早苗			10号委員	
附属図書館事務部長	事務部長	熊渕 智行			10号委員	
地域連携推進課長	課長	金城 徹			11号委員	